

## しずおか健康いきいきフォーラム 21 設立規約

### 【名称】

第1条 この会は、しずおか健康いきいきフォーラム21（以下「フォーラム」という。）という。

### 【目的】

第2条 フォーラムは、県民が心身共に健やかに暮らすことができる”ふじのくに”づくりに向け、県民総参加の「健康づくり県民運動」の推進を図り、県民の健康増進に寄与することを目的とする。

### 【事業】

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、「健康づくり県民運動」参加者との連携・協働により、戦略性をもって次の事業を行う。

- (1)「健康づくり県民運動」の普及に関すること。
- (2)フォーラム構成組織の自主活動の促進に関すること。
- (3)県民への健康づくりの普及啓発に関すること。
- (4)「健康づくり県民運動」への参加促進・支援に関すること。
- (5)交流及び研修事業の実施に関すること。
- (6)先駆的な事業や活動の推進及び支援に関すること。
- (7)調査、研究及び学術的活動への支援に関すること。
- (8)その他目的の達成のために必要な事業に関すること。

### 【構成】

第4条 フォーラムは、別表第1に掲げる組織をもって構成する。

### 【役員】

第5条 フォーラムに次の役員を置く。

- (1)会長 1名
  - (2)副会長 2名
  - (3)監事 2名
- 2 会長は、構成組織の互選により定める。
  - 3 副会長は、構成組織の中から会長が指名する。
  - 4 監事は、構成組織の中から会長が指名する。

#### 【役員の職務】

第6条 会長は、フォーラムを代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、フォーラムの会計を監査する。

#### 【名誉会長】

第7条 フォーラムに、名誉会長を置き、静岡県知事が就任するものとする。

#### 【特別顧問】

第8条 フォーラムに、特別顧問を置き、静岡県議会議長が就任するものとする。

#### 【総会】

第9条 総会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
  - (1)規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2)事業計画及び収支予算の決定に関すること。
  - (3)事業報告及び収支決算の承認に関すること。
  - (4)その他重要事項に関すること。
- 3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

#### 【幹事会】

第10条 フォーラムに幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる組織の担当者をもって構成し、第3条で定める事項の検討及び調整を行う。
- 3 幹事長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。
- 5 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

#### 【幹事会の専決事項】

第10条の2 緊急を要する事項について、総会を招集することができないときは、幹事会でこれを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときには、次の総会においてこれを報告しなければならない。

#### 【部会】

第 11 条 フォーラムに部会を置くことができる。

2 部会の運営に関することは、会長が別に定める。

#### 【事務局】

第 12 条 フォーラムの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、公益財団法人しずおか健康長寿財団に置く。

#### 【会計年度】

第 13 条 フォーラムの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 【その他】

第 14 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 【附則】

1 この規約は、平成 14 年 8 月 26 日から施行する。

2 本会の平成 14 年度における会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず本会の設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとし、平成 14 年度における本会設立前にしずおか健康創造 21 推進会議（仮称）設立準備会の行った事業については、本会の事業及び会計の一部として処理する。

3 この規約は、平成 16 年 6 月 11 日から施行する

4 この規約は、平成 17 年 6 月 3 日から施行する

5 この規約は、平成 21 年 6 月 5 日から施行する

6 この規約は、平成 23 年 6 月 3 日から施行する

7 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する